

とちぎ広域消防事務組合防火基準適合表示要綱

〔平成 28 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 令和 2 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の表示を行い防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物)

第 2 条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第 8 条の適用があり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のものとする。

(表示基準及び審査)

第 3 条 表示基準は別表のとおりとする。

2 表示基準の審査においては、消防法に定める防火対象物定期点検報告、防災管理定期点検報告、消防用設備等点検報告及び製造所等定期点検記録表並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める定期調査報告等の制度を活用し行うものとする。

3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(表示マークの交付)

第 4 条 消防局長又は消防署長（以下「局長等」という。）は、ホテル・旅館等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、管理権原者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図の表示マーク（銀）を交付する。ただし、第 2 号に該当する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク（銀）が交付されており、交付日から 1 年が経過する前に更新申請され、表示基準に適合していると認められる場合

2 局長等は、管理権原者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、管理権原者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図の表示マーク（金）を交付する。ただし、第 2 号に該当する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク（銀）が 3 年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から 3 年が経過する前に更新申請され、

表示基準に適合していると認められる場合

(表示マークの掲出)

第5条 前条の交付を受けた管理権原者は、その申請に係る防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データを表示マークを使用することができるものとする。

2 電子データの交付方法その他ホームページ等における電子データの使用に際し必要な事項については、別に定める。

(表示マークの有効期間)

第6条 表示マークの有効期間は、交付日から表示マーク（銀）は1年間、表示マーク（金）は3年間とする。

(表示マークの返還)

第7条 表示マークの有効期間が満了し、更新申請を行わない場合、管理権原者は表示マークを返還するものとする。

2 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合は、管理権原者は表示マークを返還するものとする。この場合において、局長等は、表示マークを返還させる際に、その理由を附記した文書により管理権原者に通知するものとする。

(1) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかになった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その管理権原者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。この場合において、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(表示対象外施設)

第9条 局長等は、第2条に規定するホテル・旅館等以外の管理権原者からの申請により、その申請に係る防火対象物について表示基準に適合していると認められる場合には、管理権原者に対して、当該防火対象物が防火基準に適合している旨の通知を行うものとする。この場合において、適用される表示基準のうち一部を省略することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた手続その他の行為については、この要綱の相当規定に基づきなしたものとみなして処理するものとする。

3 この要綱の施行日において、現に表示マークを交付されている防火対象物における交

付日の取扱いについては、この要綱に基づき交付した日とみなし、その期間を通算する。

附則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

表示基準

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出※
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出▲
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱いの届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理 ☆	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出▲
消防用 設備等	消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築 構造 等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

備考

- ※は、消防法第8条の2の5による自衛消防組織が該当する場合の点検項目である。
- ☆は、消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条第1項の規定（防災管理）が該当する場合の点検項目である。
- ▲は、消防法第8条の2による統括防火管理者（消防法第36条第1項において読み替えて準用する消防法第8条の2の規定（統括防災管理者）を含む。）が該当する場合の点検項目である。

別図（第4条関係）



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防局名を除く。）にあっては、それぞれ金色・銀色とする。